

(申請に関すること)

Q 1 申請書類はどこに提出すればよいですか。

A 1 申請書類の受付は、環境ネットワーク埼玉で行っています。以下の提出先に郵送してください。郵送の際は、簡易書留やレターパックなど、申請者の責任により配達を確認できる方法で送付してください。

※提出先は埼玉県庁ではありません。埼玉県庁に送付されますと、転送に時間がかかるため書類審査が遅くなります。

【提出先】環境ネットワーク埼玉

受付時間：9時30分～16時50分（土・日、祝日及び年末年始は閉館日）

所在地：〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 3階

電話番号：048-749-1217

Q 2 申請してから交付決定まで、どのくらい日数がかかりますか。

A 2 申請書を受理してから 交付決定までに3週間～1か月ほどかかります。書類に不備があった場合は、さらに時間がかかりますので、工事予定日まで余裕をもって申請をしていただくようお願いいたします。

Q 3 住民票や登記簿謄本などの添付書類はコピーでもよいですか。

A 3 コピーで構いません。ただし、コピーの場合は必ず最初から最後まで全てのページをコピーしてください。一部分のみコピーしたものは受付できませんので、ご注意ください。

Q 4 住民票や登記簿謄本などの証明書類に有効期限はありますか。

A 4 証明書類は、概ね3か月以内に取得したものを提出してください。

Q 5 契約書の契約日が年度前の日付ですが、補助金の申請はできますか。

A 5 契約書の契約日が前年度の日付であっても、工事をしていなければ申請は可能です。その際、契約書の余白に以下の一文を加筆してください。

「工事着工していません。補助金の交付決定日以降に着工します。」

Q 6 年度前に契約をしたため、工事予定日が補助金の申請前の日付になっています。まだ、工事はしていませんが、補助金の申請はできますか。

A 6 工事予定日が補助金の申請日以前であっても、工事をしていなければ申請は可能です。その際、契約書の余白に以下の一文を加筆してください。

「工事着工していません。補助金の交付決定日以降に着工します。」

(申請書の記入方法について)

Q 7 交付申請書の第二面「2建物種別」に太陽電池モジュールの公称最大出力（合計）を記入する欄がありますが、太陽光パネルを設置してから数年経っているのので、出力数がわかりません。未記入でもかまいませんか。

A 7 電力会社から送付された「購入電力のお知らせ」の右側のお客様設備情報の欄に発電出力が記載されていますので、その数字を転記してください。

Q 8 交付申請書の第二面「5事業着手・完了予定日」はどのように記入すればよいですか。

A 8 申請書を受理してから交付決定までに3週間ほどかかりますので、それを踏まえて着手予定日を記入してください。

完了予定日は蓄電池の設置工事の終了予定日を記入してください。

蓄電池の設置工事が一日で終わる場合は、着手予定日と完了予定日は同日になります。

※本補助金では、電力会社との系統連系まで求めておりません。完了予定日は系統連系日ではなく、蓄電池設備が設置された日になりますので、ご注意ください。

Q 9 交付申請書の第三面「8 補助対象経費内訳」の欄はどのように書けばよいですか。

A 9 上段の「契約額」の欄は、契約書の契約額を記入してください。

中段の「設備費及び工事費」の欄は、蓄電池のみの金額（太陽光発電システムと同時に設置される場合も同様）を記入してください。

下段の「計」の欄は、中段の「設備費と工事費」の合計額を記入してください。

(申請の要件に関すること)

Q 10 集合住宅のオーナーで、集合住宅の一部に居住しています。自分の居住部分に蓄電池を導入して使用する場合、補助金の申請はできますか。

A 10 本補助金の対象住宅は、既存の一戸建て住宅のみとなっているため、補助対象外です。

Q 11 宗教施設ですが、補助金の申請はできますか。

A 11 本補助金は個人向け住宅の補助金ですので、宗教団体は補助対象外です。

Q 12 国や市町村の補助制度と併用はできますか。

A 12 併用は可能です。

ただし、国、市町村ごとに補助金の制度が異なりますので、制度の詳細については国、市町村に確認してください。